

令和3年度 税制改正・一般政策の要望

軽油取引税適用範囲拡大など

11 団体連名で提出

令和3年度の税制改正・一般政策について、(一社)日本建設機械施工協会、(一社)軽仮設リース業協会、(一社)重仮設業協会、(一社)全国基礎工事業団体連合会、(一社)全国クレーン建設業協会、(一社)日本建設機械レンタル協会、(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会、ダイヤモンド工事業協同組合、(一社)日本基礎建設協会、(一社)日本発破・破砕協会と当協会の11団体が連名による要望書を11月10日、自由民主党に提出しました。

要望内容は「軽油取引税の免税措置」、「中小企業振興等のための税制」、「建設機械に関連する優遇税制」、「消費税に係る中小企業の事務負担等の軽減」の4項目を柱としたものです。以下に要望書の要旨を掲載いたします。



令和3年度 税制改正・一般政策の要望

令和2年11月10日

一般社団法人 日本建設機械施工協会
一般社団法人 重仮設業協会
一般社団法人 全国クレーン建設業協会
一般社団法人 全国コンクリート圧送事業団体連合会
一般社団法人 日本機械土工協会
一般社団法人 日本発破・破砕協会

一般社団法人 軽仮設リース業協会
一般社団法人 全国基礎工事業団体連合会
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会
ダイヤモンド工事業協同組合
一般社団法人 日本基礎建設協会

建設業界は、震災復興に加え、防災・減災対策、国土強靱化の推進など我が国の発展を支える社会資本の整備とともに、社会の安全・安心の確保を担う国土の保全など重要な役割を果たしています。

一方で、人口減少や高齢化が進む中で、建設業等がこれらの役割を果たすためには、ICTの活用等による「i-Construction」の導入など高度な建設機械の活用など建設の生産性向上を図る必要があります。

また、近年の建設工事の施工は、施工形態の変化や施工品質の確保等を背景にして多種・多様化するとともに、建設業界の合理化、省力化の進展により建設関連業への依存度が増大しつつあります。

さらに、温暖化防止など地球環境の保全にも配慮した技術対応力や機材の効率的な活用と安全性の向上が重要な課題となっております。

1. 軽油引取税の免税措置

1) 免税措置の継続と免税適用範囲の拡大

公道を走行しない特定特殊自動車からの排出ガスを規制するため、平成19年からオフロード法による建設機械の排出ガス規制が行われ、平成22年3月、及び平成26年1月よりディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制が強化された。

一方、軽油と灯油等他の燃料間の不公平感から多くの建設現場で不適正な燃料の使用による生活環境の悪化や建設機械の損傷が課題となっている。このため、規制の遵守と相まって不適正な燃料の使用防止が必要となっている。

特に、震災や近年多発している風水害からの復旧・復興事業が集中するなかで、これを円滑に進めていくためには、その徹底が不可欠である。

これらの不適正な燃料の使用を未然に防止し、規制の実効性を確保していくとともに、厳しい経営環境にある建設関連企業の負担を軽減するため免税措置を講じていただいているところである。

しかし、この免税措置は、時限措置であり、令和3年3月31日に終了となるため、免税措置が継続されるよう要望する。また、土工工事業のみに限定されている免税適用範囲に、震災や風水害の復旧・復興事業における建設工事業全般への適用拡大を要望する。

2. 中小企業振興等のための税制

1) 不整地運搬車の追加（租税特別措置法第42条の6第1項）

「不整地運搬車」は、事実上は建設機械の一種として、ダンプトラックやクレーン車の入れない不整地、軟弱地、傾斜地や欲隘な現場での資機材及び土砂等の運搬に数多く使用されている。しかしながら、現行では、「不整地運搬車」は、法令上は建設機械と位置付けられていないため、優遇税制の対象から外れ、他の建設機械と比較し、著しく不公平となっているため、「不整地運搬車」を本制度の対象に追加し、他の建設機械と同様の扱いとなるよう要望する。

2) 物品賃貸業（建設機械器具賃貸業に限る。）への適用（租税特別措置法施行規則第20条の3第5項第11号）

建設業者は、その大多数（99.5%）が中小・零細業者である。このような中で、建設業者は使用する機械を所有からレンタルへの転換を図っており、今や「建設機械器具賃貸業」は、その6割以上を供給するに至っている。

このため、物品賃貸業に分類されている「建設機械器具賃貸業」の健全な育成発展は、建設機械の調達環境を改善するための重要であることから、令和3年3月31日までの指定期間を延長するとともに、「建設機械器具賃貸業」を本税制の対象とするよう要望する。

3) 印紙税の軽減

建設工事は、重層下請構造であり、発注者と元請業者、一次下請、二次下請間などの各段階で工事請負契約の締結が必要である。したがって、印紙税を課税された場合、重複課税となり、他の産業に比べて印紙税負担が過大になっている。そのため消費税の導入時には多くの間接税が廃止されたが、印紙税については、軽減税率が令和3年度まで適用となっているが廃止されていないので、早急に廃止すべきである。